

厚生労働省 令和3年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和3年の地方からの提案等に関する対応方針(令和3年12月31日閣議決定)記載内容 ※提案提出年以降の対応方針に記載があるものは当該対応方針の記載内容を <当該対応方針決定年>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料				措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
			<p>一次回答にて記載した対応を行うことに加え、提案団体からの見解も踏まえ、個人からの指定給水装置工事業者の指定の申請に対する住民等の取組の遅滞について、住民基本台帳ネットワークシステムを利用する方法も含め、関係省庁と協議の上、引き続き対応を検討してまいります。</p>	<p><令3> 【厚生労働省】 (31)水道法(昭和32法177) (イ)指定給水装置工事業者の指定の申請(25条の2)、更新の申請(25条の3の2)及び変更の届出(25条の7)における登記事項証明書(商業登記法(昭和36法125)10条)の取付については、地方公共団体を含む行政機関の職数確保の仕組みの在り方について検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省: デジタル庁及び法務省) (32)住民基本台帳法(昭和25法1) (イ)以下に掲げる場合については、住民基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報(30条の6第1項、以下同じ。)の提供を受けることができるものとする。 水道法(昭和32法177)に基づき、地方公共団体の水道事業者(同法3条5項)が指定給水装置工事業者の指定の申請(同法25条の2)、更新の申請(同法25条の3の2)及び変更の届出(同法25条の7)に関する事務を処理する場合 (関係府省: 総務省)</p> <p><令4> 【厚生労働省】 (29)水道法(昭和32法177) (イ)指定給水装置工事業者の指定の申請(25条の2)、更新の申請(25条の3の2)及び変更の届出(25条の7)における登記事項証明書(商業登記法(昭和36法125)10条、以下同じ。)の取付については、「デジタル社会の実現に向けた直上計画(令和4年9月7日閣議決定)」に基づき、令和4年度中に一部の地方公共団体を対象とした登記情報連携の先行運用を開始するとともに、更なる利用拡大に向けて、令和5年度に実施する登記情報連携の利用拡大に伴う効果、影響等に関する調査・分析事業を踏まえ、登記事項証明書の発行事務に全面的に地方公共団体へ拡大するための必要な対応について検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省: デジタル庁及び法務省)</p>	検討中	令和6年度以降	デジタル庁・法務省にて、地方公共団体において登記事項証明書の提出を求めている各種申請の取組等に関する調査を実施した。また、当該結果等を踏まえ、登記情報連携について地方公共団体へ拡大する方向で、登記事項証明書の発行事務に関する実施計画(令和4年9月2日、デジタル庁・法務省)を策定した。前計画に基づき、令和5年2月から、一部の地方公共団体を対象とした登記情報連携の先行運用を開始した。厚生、農林、和歌山県、ひたちなか市、川崎市、広島市で先行運用を実施中。また、令和5年4月から、登記情報連携の利用拡大に伴う効果、影響等に関する調査・分析事業を開始した。	現在、登記情報連携の利用拡大に伴う効果、影響等に関する調査・分析を実施中であり、その内容を踏まえ、登記事項証明書の発行事務を全国の地方公共団体へ拡大するための必要な対応について検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
	【全国知事会】提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		<p>在留資格「留学」をもって本邦において行うことができる活動については、出入国管理及び難民認定法(昭和26年法律319号、以下「入管法」という。)別表第1の4の表において、教育を受ける活動であることとしている。専修学校については、学校教育法(昭和22年法律第26号)第124条において、職業若しくは実務生活に必要な能力を育成し、又は職業の向上を促すことを目的として系統的な教育を行う一定の条件を満たす教育施設である旨を規定しており、入管法別表第1の4の表の留学の項の下欄に掲げる機関として認められている。</p> <p>職業能力開発校については、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)において、労働者が段階的かつ体系的に職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得することができるように設置して、職業訓練を行うものである旨を規定しているが、このうち職業能力開発短期大学校等については、高度職業訓練等を行うための施設であって、設備及び編制等において大学と同等と認められるため、大学に準ずる機関として認められている。一方、職業能力開発校については、普通職業訓練を行うための施設であること及びその設備及び編制等において大学等に準ずる機関であるか現状明らかでないことから、入管法別表第1の4の表の留学の項の下欄に掲げる機関として認めることは困難である。</p> <p>また、職業能力開発校を卒業した外国人の在留資格「技術・人文知識・国際業務」への変更の附帯事項を検討するに当たっては、「技術・人文知識・国際業務」のうち、自然科学又は人文科学の分野に属する技術・知識を必要とする業務(当該業務とは、第1次回答で述べたとおり、学術上の素養を背景とし、大学等において修得した一定水準以上の専門的知識を必要とするものである必要がある。)に従事しようとする場合には、当該外国人が、以下のいずれかの者と同等程度であることが認められる必要があるが、現状、職業能力開発校を卒業した者がこれらの者と同等程度であるかが明らかでないことから、附帯事項を受け入れることは困難である。</p> <p>1 従事しようとする業務に必要な自然科学若しくは人文科学の分野に属する技術・知識に関連する科目を専攻して大学を卒業し、又はこれと同等以上の教育を受けたものであること 2 従事しようとする業務に必要な自然科学又は人文科学の分野に属する技術・知識に関連する科目を専攻して本邦の専修学校の専門課程の教育を受け専門士の称号を付与されたものであること なお、在留資格「留学」は教育機関において教育を受けることが本質であり、人手不足への対応は趣旨が異なる。外国人の受け入れの目的が深刻な人手不足の解消である場合、特定技能制度の活用も御検討いただきたい。</p>	<p><令3> 【厚生労働省】 (27)出入国管理及び難民認定法(昭26令319)及び職業能力開発促進法(昭44法64) 職業能力開発校(職業能力開発促進法15条の7第1項)において普通職業訓練を受ける外国人については、以下のとおりとする。 ・「研修」の在留資格(出入国管理及び難民認定法(以下入管法)という。)別表1の4(イ)が付与されることを明確化し、地方公共団体に令和3年度中に通知している。職業能力開発校が入管法別表1の4の表の留学の項の下欄に掲げる機関に該当するものとするに検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・当該結論を踏まえ、職業能力開発校の特定の課程を修了した外国人が、自然科学又は人文科学の分野に属する技術・知識を必要とする業務に従事しようとする場合において、当該業務について、本邦の専修学校の専門課程の教育を受け専門士又は高度専門士の称号(「専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程」(平成6年省告示84))を付与される場合と同程度以上の技術又は知識を有していると認められるときには、当該外国人は「技術・人文知識・国際業務」の在留資格(入管法別表1の2)をもって在留を可能とすることについて検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省: 法務省及び文部科学省)</p> <p><令4> 【厚生労働省】 (27)出入国管理及び難民認定法(昭26令319)及び職業能力開発促進法(昭44法64) 職業能力開発校(職業能力開発促進法15条の7第1項)において普通職業訓練を受ける外国人については、以下のとおりとする。【抜粋】 ・本邦に在留する外国人に係る在留資格のうち「留学」については、職業能力開発校が出入国管理及び難民認定法(以下この事項において「入管法」という。)別表1の4の表の留学の項の下欄に掲げる機関に該当するものとするに検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・当該結論を踏まえ、職業能力開発校の特定の課程を修了した外国人が、自然科学又は人文科学の分野に属する技術・知識を必要とする業務に従事しようとする場合において、当該業務について、本邦の専修学校の専門課程の教育を受け専門士又は高度専門士の称号(「専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程」(平成6年省告示84))を付与される場合と同程度以上の技術又は知識を有していると認められるときには、当該外国人は「技術・人文知識・国際業務」の在留資格(入管法別表1の2)をもって在留を可能とすることについて、民間の教育訓練機関との関係性に留意しつつ検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省: 法務省及び文部科学省)</p>	1ポツ目 通知	令和4年3月30日	「職業能力開発校において普通職業訓練を受ける外国人に係る在留資格上の取扱について」(令和4年3月30日付厚生労働省人材開発統括官付人材開発政策審事普通通知)を各都道府県人材開発主管部(局)長あて通知。	
					2ポツ目 検討中	令和5年度中に結論を得る。	民間の教育訓練機関との関係性に留意しつつ引き続き検討することとした。	職業能力開発校が出入国管理及び難民認定法(以下この事項において「入管法」という。)別表1の4の表の留学の項の下欄に掲げる機関に該当するものとするに検討し、令和5年度中に結論を得る。
					3ポツ目 検討中	令和5年度中に結論を得る。	民間の教育訓練機関との関係性に留意しつつ引き続き検討することとした。	職業能力開発校の特定の課程を修了した外国人が、自然科学又は人文科学の分野に属する技術・知識を必要とする業務に従事しようとする場合において、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格をもって在留を可能とすることについては、民間の教育訓練機関との関係性に留意しつつ検討し、令和5年度中に結論を得る。

各府県からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	令和3年の地方からの提案等に関する対応方針(令和3年12月21日閣議決定)記載内容 ※提案提出年以降の対応方針に記載があるものは当該対応方針の記載内容を <当該対応方針決定年>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
<p>【広島市】氏名等届出書については、遺族の高齢化等を踏まえ手続きの簡素化の観点から、財務省提案のとおり、提議システムにより出力する取扱いとすることが適当と考える。親族等等の死亡当時における職業者等と請求者との続柄を証する戸籍についても、厚生労働省回答の課題はあるが、一度、都道府県が職業者等の死亡当時の戸籍を調査し、特別申立金受給の進捗の把握を提議システムで管理すれば、請求者や今後請求が見込まれる遺族の負担(手続き、経費、時間)の削減となるほか、特別申立金の受付及び戸籍の交付を行う市町村の負担も削減されることから、改めて検討されたい。</p> <p>なお、改氏婚等で職業者等の死亡当時の戸籍で遺族と確認できない者については、確認に必要な戸籍の提出を求めると規定することで懸念は解決されるものと考ええる。</p>	<p>【全国知事会】提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>		<p>氏名等届出書は、「職業者等の遺族に対する特別申立金支給法」が改正され次期特別申立金を支給する場合(令和7年(戦後80周年)を想定)に使用されるものであるが、次期特別申立金の請求手続については、(8)職業者等の遺族に対する特別申立金支給法(第40法100)職業者等の遺族に対する特別申立金の請求手続については、遺族の高齢化等を踏まえ、簡素化する方向で検討し、令和6年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。(関係府省・財務省)</p> <p>また、特別申立金の受給権を確認するためには、死亡当時の職業者と請求者の続柄を正確に把握することが必要であるため、前回請求者の同順位者であっても、初めて申請をする場合は、職業者等の死亡当時の戸籍を確認することが必要である。</p> <p>今後、いくつかの都道府県に同順位者の戸籍書類についての質問をしたところ、過去に提出された戸籍の書類が困難で審査の負担が増す、受付時に同順位者がどうか判断できない、等の実務担当者の意見もあつたところ。</p> <p>また、特別申立金の請求手続においては、請求者居住地の市区町村(請求受付等)から居住地都道府県を離れ、職業者等の本籍地のある都道府県に提出して提出されることとなる。このため、既に指定都道府県に戸籍提出の要否の判断を要ねると、請求者ごとに戸籍の提出要否が異なることとなり、請求受付時や送達時に請求者、市区町村及び居住地都道府県において混乱を生じる恐れがある。</p> <p>このため、同順位者の戸籍の提出の省略については慎重な検討が必要と考えている。</p> <p>しかしながら、特別申立金の請求手続き全般において、更なる簡素化は重要であると考え、(職業者等の遺族に対する特別申立金支給法)が改正され次期特別申立金を支給する場合(令和7年(戦後80周年)を想定)には、地方自治体及び請求者の負担が軽減するような在り方を検討してまいりたい。</p>	<p>5【厚生労働省】(14)職業者等の遺族に対する特別申立金支給法(第40法100)職業者等の遺族に対する特別申立金の請求手続については、遺族の高齢化等を踏まえ、簡素化する方向で検討し、令和6年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。(関係府省・財務省)</p>	検討中	令和6年度中を目途	厚生労働省において遺族の高齢化等を踏まえ、簡素化する方向で検討している。	令和6年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
	<p>【全国知事会】臨床研修病院の指定は自治事務であり、当該事務に対する通知等は技術的助言であるため、指定に当たっては具体的な基礎は地域の実情に応じて都道府県が判断できることを明確化すること。</p>	<p>○左記通知が技術的助言であるにも関わらず、「省令と一体の基準」として地方公共団体の運用を拘束するといふのは、法制的にありえないのではないかと。 ○当該通知が技術的助言である以上、当面の取扱いによらずとも、地域の実情に応じた基幹型臨床研修病院の指定が可能と考えるが如何か。 ○協立型臨床研修病院で最大15か月の臨床研修が可能であるとしても、基幹型臨床研修病院がそのような研修プログラムを作成しないことには、協立型臨床研修病院での臨床研修は行えないことから、地域の実情に応じて、基幹型臨床研修病院への指定を行いやすくなるよう、見直しを行うべきではないかと。</p>	<p>臨床研修後の医師は、特定の地域のみで診療を行うとは限らず、全国各地で診療を行う可能性があり、その意味で、国民に対する良質な医療を提供するためにも、全国的な臨床研修の質の確保や均てん化を図ることが重要である。その実現のために、国において基幹型臨床研修病院の指定基準を定めていることである。また、全国的な臨床研修の質の確保や均てん化を図る重要性については指定権限の移譲前後においても変わらないと考える。</p> <p>そのような整理の下、現在の臨床研修制度については、医師法第16条の2、医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令第6条、「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行については、協立型臨床研修病院で行えないこと」と、令和15年6月12日付厚生労働省医政局長通知によって、臨床研修の基本理念、臨床研修病院の指定基準等を示しているところであるが、省令で規定するか通知で示すかを改めて整理し、今後の整理が必要と検討してまいりたい。</p> <p>また、年間入院患者数に限らず、現在の基幹型臨床研修病院の指定基準については、全国的な臨床研修の質の確保や均てん化を図るために必要なものとして、これまで医道審議会医師分科会医師臨床研修部会において議論されてきたものであり、今回「提案事項」については、当該省令の指定要件である協立型臨床研修病院としての研修医の受入実績や全国の同様な事例等をふまえて、検討が必要であると考える。</p>	<p>5【厚生労働省】(14)医師法(第23法201)(1)基幹型臨床研修医の指定基準のうち、臨床研修を行うために必要な症例(医師法第六十六条の二第一項に規定する省令(平14厚生労働省令158)6条1項4号)の内容については、地域の実情を把握しつつ、医道審議会医師分科会医師臨床研修部会での議論を踏まえて検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	検討中	地域の実情を把握しつつ、医道審議会医師分科会医師臨床研修部会での議論を踏まえて検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	地域の実情を把握しつつ、医道審議会医師分科会医師臨床研修部会での議論を踏まえて検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	
	<p>【全国知事会】提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国市長会】提案内容が現行制度下において対応可能であるならば、十分な周知を行うこと。</p>		<p>税務署整理欄の補充記入漏れが見受けられるとの指摘を踏まえ、各国税局・税務署に対し、改めて事務処理手順の徹底を注意喚起することとした。 また、「両府中の売却による所得の税額計算書」や「収支内訳書」のデータ連携や、租税特別措置法第25条適用者の一覧表等による情報提供への協力については、令和8年度に予定されている自税の基幹システムの刷新と地方税のe-TAXのシステム更新に際し、国税・地方税双方の関連事務の更なる効率化の実現に向け、地方両方の意向も踏まえつつ、検討してまいりたい。</p>	<p>5【厚生労働省】(22)地方税法(第25法226)及び租税特別措置法(第32法26)両府中の売却による所得の課税の特例(租税特別措置法(以下この事項において「措置法」という。))については、以下のとおりとする。 ・国税電子申告・納税システム(e-Tax)以外の方法により提出された所得税申告書については、措置法の整備適用者の場合、各税務署が当該申告書の税務署整理欄のうち「区分」欄に「1」(措置法25条適用者)又は「9」(措置法の整備適用者の税務的整理)と入力することについて、地方公共団体における国民健康保険料(税)に係る賦課(課税)事務等の円滑かつ適正な実施を図る観点から、「確定申告期における事務処理要領」において、当該補充記入に係る事務処理手順を徹底するよう、関係局及び税務署に周知する。 【措置済み(令和3年10月27日付国税庁管理運営課長、企画課長、課税総括課長、個人課税課長、資産課税課長指示)】 ・「両府中の売却による所得の税額計算書」及び「収支内訳書」に関する国と地方公共団体との情報連携並びに当該特例適用者の一覧表等による国から地方公共団体への情報提供については、令和8年度に予定されている国税に関する基幹システムである国税総合管理(KSK)システムの刷新及び地方税のオンライン手続のためのシステム(eTAX)の更新に合わせて、国及び地方公共団体の間での関連事務の更なる効率化の実現に向け、地方公共団体の意向も踏まえつつ検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。(関係府省・財務省及び財務省)</p>	1ポイント			
					2ポイント 検討中	刷新後の基幹システムの安定運用を考慮しつつ、実施予定時期を検討中。	国から地方公共団体への情報提供について、令和8年度に国税に関する基幹システムである国税総合管理(KSK)システムの刷新及び地方税のオンライン手続のためのシステム(eTAX)の更新が予定されているところ、提案の情報も含めて関係府省とともに検討を進めている。	今後必要に応じて打合せを行い、令和8年度の実現に向けて検討を進める。

各府県からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	令和3年の地方からの提案等に関する対応方針(令和3年12月21日閣議決定)記載内容※提案提出年以降の対応方針に記載があるものは当該対応方針の記載内容を<当該対応方針決定年>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
	【全国知事会】 公衆衛生行政を担う公務員職員の確保困難が深刻化している現状を踏まえ、安全性を確保した上で職数不足の地域でも検査負担が軽減されるような仕組みの検討を求めたい。	○職員の高齢化や地域における採用の課題など、獣医師の確保に係る地域差について、各都道府県別の獣医師の採用数や年齢構成等のデータを示しつつ、2次にアテンドにおいて説明いただきたい。 ○将来にわたってと畜検査等の円滑な実施を確保すべく、例えば検査の効率・効率化のための施設の指定やと畜検査にあたる獣医師確保に向けた環境整備、特に、確保に現に困難を生じ又は生ずるおそれのある地域での環境整備など、国として有効な対応策を示すべきではないか。	農林水産省によると、全国の獣医師の届出数は平成22年が354千人、平成24年が383千人、平成26年が381千人、平成28年が390千人、平成30年が397千人で、公衆衛生獣医師数は18千人、51千人、54千人、53千人、54千人であり、いずれも微増又は横ばいで推移している。 また、同調査及び管内にと畜場がある自治体に対する調査結果(平成28～令和2年度)を都道府県別に示すと、秋田県と人口の規模が類似する都道府県について、秋田県と同様に公衆衛生獣医師数が減少傾向にある都道府県がある一方、増加傾向にある都道府県も認められた。 職員の高齢化については、秋田県と人口の規模と構成が類似する都道府県において、公衆衛生獣医師の半分以上が50歳代である秋田県と同程度の高齢化が見られた都道府県はなかったが、約4割が50歳代の都道府県があった。一方で、50歳代は約2割という都道府県もあった。 公衆衛生獣医師の採用状況については、地方で秋田県同様に近年の採用数が0～1名の都道府県がある一方、継続的に数名程度採用しているところもあった。なお、都市部では数名程度を継続的に採用していた。秋田県のと畜検査の類似イメージを伺ったところ、都道府県別に行うと畜検査のうち、作業衛生責任者2名が2種類の肉類検査の1つと2段階の筋肉検査の1段階目をそれぞれ行い、もう1つの肉類検査を行うと畜検査員と2段階目の筋肉検査を行うと畜検査員が限られた作業を監督するもので、実質検査を作業衛生責任者に任せるとなる。一次回答のとおり、今や豚が感染する検査実施上の特性を有しており、と畜検査は獣医学的専門的知識を用いてあらゆる疾病等の可能性を想定して行う必要があるため、ご提案の方法での簡略化の実現は困難と考えている。 一方で、自治体へのアンケート結果等を踏まえると、特に地方において公衆衛生獣医師を有効に活用する仕組みを利用できることは重要であると考えことから、現行制度において各自治体が行っている円滑なと畜検査実施のための取組みについて情報を収集し、参考となる事例を各自治体に通知しお知らせすることを検討したい。 また、公衆衛生獣医師の確保についても、各自治体を取り組む先行事例について情報を収集し、各自治体にお示しするとともに、厚生労働省としても引き続き公衆衛生獣医師の確保やその重要性に関して情報発信するとともに、自治体における採用情報などの情報発信も検討したい。	<令3> 【厚生労働省】 (29)と畜場法(昭28法114) と畜場において都道府県知事(保健所設置市においては、市長)の行う検査(14条1項、2項及び3項)については、「公衆衛生業務に携わる獣医師の状況調査について(結果)(獣医師の有効活用及び確保に関する取組)」(令和3年12月20日付作業衛生監査(28第2号)を通知し、「公衆衛生業務に携わる獣医師の状況調査について(結果)(獣医師の有効活用及び確保に関する取組)」(令和4年3月30日付作業衛生監査0330第1号)により結果を届付した。 <令4> 【厚生労働省】 (29)と畜場法(昭28法114) と畜場において都道府県知事(保健所設置市においては、市長)の行う検査(14条1項、2項及び3項)については、「公衆衛生業務に携わる獣医師の状況調査について(結果)(獣医師の有効活用及び確保に関する取組)」(令和4年3月30日付作業衛生監査(28第2号)を通知し、「公衆衛生業務に携わる獣医師の状況調査について(結果)(獣医師の有効活用及び確保に関する取組)」(令和5年度中に調査を行い、その結果に基づき、地域の実情に応じた当該検査の在り方について引き続き検討する。	前段 通知	令和3年12月28日通知(調査依頼) 令和4年3月30日通知(調査結果)	公衆衛生獣医師の有効活用や確保に関する先行事例を収集する「公衆衛生業務に携わる獣医師の状況調査について(依頼)(獣医師の有効活用及び確保に関する取組)」(令和3年12月20日付作業衛生監査(28第2号)を通知し、「公衆衛生業務に携わる獣医師の状況調査について(結果)(獣医師の有効活用及び確保に関する取組)」(令和4年3月30日付作業衛生監査0330第1号)により結果を届付した。	
					1ポツ目 通知	1ポツ目 令和4年3月31日	1ポツ目 総務省において、支援措置申請者が他の市区町村に所在する固定資産を有している場合に、当該市区町村に支援措置に準じた支援を申請する仕組みその用意について、各都道府県で通知した。【通知】ドメスティックバイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための措置に係る支援措置申請書の様式の変更と留意点について(令和4年3月31日総務第32号、総務開第8号)。	
					2ポツ目 検討中	未定	関係府県において、個人情報保護の観点等を踏まえつつ、地方公共団体間で措置情報を共有する仕組みの在り方について検討。	関係府県において、個人情報保護の観点等を踏まえつつ、地方公共団体間で措置情報を共有する仕組みの在り方について検討する。
【大阪府】 自治体の事務の実態を把握いただき、失効による保護停廃止に係る根拠規定及び取扱いの明確化を早期に図っていただきたい。	【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求めたい。	○提案団体の求める措置は、居住地・現在地が不明の被保護者に停廃止の決定をどのような手段で通知するかを論ずるものであり、一次回答で記載されている議論とは切り離して検討が可能ではないか。 ○提案団体が示す支援事例は全国で毎年生じ得るものであることから、居所不明の事業認定等を求める必要保護性と併せて本提案の検討をするのであれば、結論が出るまでの間、地方公共団体が講ずべき措置について手急ぎに示すべきではないか。	居所不明の保護の停廃止の通知方法のあり方は、現状の自治体における取扱いの実態を前提として検討することが不可欠と考えている。そのため、まずは自治体の事務の実態を把握した上で、当該実態調査の結果を踏まえ、法的な整理を行い、どのような対応が可能かを検討していきたい。	【厚生労働省】 (19)生活保護法(昭25法144) (ii)居所不明の被保護者への保護の停止又は廃止の通知方法については、地方公共団体の事務の実態に関する調査結果を踏まえ、取扱いを明確化することを検討し、令和5年度を目途に結論を得る。その結果に基づき必要措置を講ずる。	検討中	令和5年度を目途に結論を得る	令和4年度調査研究事業において、被保護者が居所不明となったことにより生活保護の継続/停廃止の決定に困っている事案やその際の判断基準、対応の内容等について、自治体に対してアンケート調査やインタビュー調査を行うなどして実態調査を行った。	令和4年度に実施した事業の成果等を踏まえつつ、法制的・専門的な観点等から検討を行い、被保護者が居所不明になった場合の具体的な事務の取扱いを整理することを目的とする調査研究事業を行い、その結果を踏まえ、令和5年度を目途に結論を得る。

管理番号	提案区分		提案事項名	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<通知共同推進団体及び当該団体等から寄せられた支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料
167	地方に対 する規制緩和	06_環境・衛 生	調理学法に 基づく調理師 業務従事者 届出制度の廃 止又は事務 負担の軽減	調理学法に基づく調理師業務従事者届出制度について、調理師及び行政機関の負担軽減の観点から各地方自治体の活用状況に応じて実態・不実態を各地方自治体が現状でできる制度を定めますこと。 上記見直しが困難な場合は、届出から衛生行政報告例への集計・報告までの一連の手続きのオンライン化や、届出事項の簡素化、スケジュールの見直しなど、手続きの抜本的な見直しを講じ、事務負担の軽減策を講じますこと。	【現行制度】 現行に実施している調理師は、法令に基づき、従事施設が所在する各都道府県に、氏名や年齢等が記載された「調理師業務従事者届」を2年ごとに届け出なければならない。都道府県は、従事者届を取りまとめた、厚生労働省の衛生行政報告例(隔年報)において既に届出件数を、従事者届に報告する必要があります。 【支障事例】 届は従事者届を調理師の資力向上を目的とする研修事業等に活用しているが、活用結果が示されておらず、どのような事業に活かされているか不明確である。 そのような中、当県では予算確保をはじめ契約事務への対応、市町村及び保健所への周知協力依頼、県媒体による周知活動、届出者から県への問い合わせ対応等、多くの行政負担が生じている。 (参考)令和2年度 当県における従事者届の提出件数: 16,239件、県調理師会への委託契約額: 3,660千円 また、従事者届について、12月31日現在の情報を翌年1月15日までに提出しなければならず、提出期限も短い。加えて、届出書には本籍地都道府県名を記入しなければならず、当該項目の必要性が不明の上、申請者は、自身の本籍地都道府県名を確認する必要があり、調理師や従事施設においても負担が生じているとの声がある。 【制度改正の必要性】 平成28年度、総務省は、本制度の目的、活用状況が不明確であり、届出も廃止されていることから、廃止を含めその在り方を整理するよう厚生労働省に対して勧告を行っている。 平成28年度、厚生労働省は、従事者届を活用する自治体の取組事例を紹介する等の改善措置を講じており、その上で、今後、必要に応じて法令の見直しを行うなど、届出の効用や一層の活用を図るための取組を行うと示しているが、平成29年度以降、従事者届の活用結果が僅かから新たに示されたことはなく、法令の見直しも行われていない状況である。	制度改正により、調理師の届出件別に係る負担や民間に係る金銭的負担が軽減される。 また、県の人役員、表彰関連業務や各種行事の開催などの県調理師会との連携事業の更なる充実に向けて動くことができる。 任意規定が困難な場において、例えば、一連の手続きのオンライン化等が実現できれば、届出の回収、集計作業等に係る県や県調理師会の負担の一定の軽減・効率化が期待される。 その他、届出書について、本籍地都道府県名の削除や、前年度12月から届出受付が可能となれば、こちらも一定の負担軽減が期待される。	調理師法第5条の2、調理師法施行規則第4条の2 衛生行政報告例記入要領及び審査要領 令和2年度衛生行政報告例の実施について(依経)令和2年2月21日付け政統発021第4号・各都道府県知事・各指定都市市長・各中核市長等から厚生労働省政策統括官(統計・情報政策、政策評価担当)通知	厚生労働省 埼玉県			石川県、山梨県、長野県、豊田市、福岡県、長崎県、沖縄県	○市町村及び保健所への周知協力依頼、県媒体による周知、届出者から県への問い合わせ対応、取りまとめ等の業務を短縮期間内で行っており、負担が生じている。 ○当県においても同様に、郵送費等の支出や事務作業を担う担当者の負担等が生じている。 ○当県においても、予算の確保や業務委託等の行政負担が生じている。またデータベースでの個人情報収集のため、様々な個人情報管理が必要となる。オンライン化による集計業務の簡素化やデータベースによる管理が可能であれば、業務負担の軽減につながる。	各府省からの第1次回答	(調理師業務従事者届の必要性について) 調理学法や地域の就業課題に応じた水産関連職の充実のため、調理師の資力向上を目的とする研修事業等の円滑な実施は不可欠であること、各自治体は調理師業務従事者届によって各地域に所在する調理師の氏名・住所・就業地等の情報を定期的に把握することで、個人に適した研修の案内に活用することができず。 厚生労働省としても、調理師業務従事者届の情報(調理師の就業実態等)を把握しており、また、各自治体で行われる研修の質の向上のため、職下機能、就業状態、嗜好等を踏まえた職下調整食を適切に調理できる調理師を養成するための研修プログラムを作成していること等。 いずれの自治体においても、調理師に対して必要な研修を積極的に進めようとする意向は重要であると考えており、こうした研修への活用についても、当該届出を各都道府県からの選択性とする必要はないと考えています。 (事務負担の軽減について) 御指摘の調理師業務従事者届のオンライン化については、一部自治体においては調理師本人からの届出をオンラインで実施しており、業務の円滑化を図っていると承知しています。 現在、政令全体で、社会保障等に係る国家資格等についてデジタル化やマイナンバーの活用を検討が先行して進められているところであり、今後、その他の各種免許・国家資格についても検討が行われる予定であることから、御指摘の事務負担の軽減については、社会保障関係の資格の検討状況も参考にしながら検討してまいります。 なお、調理師業務従事者届の提出期日は調理師法(昭和33年法律第147号)第5条の2第1項において定められているところ、他の職種(医療関係従事者等)の業務従事者届においても、同様に12月31日時点の情報を1月15日までに提出することとされており、調理師業務従事者届の期限が特段に短く設定されているとは考えられません。また、本籍地都道府県名については、免許記載事項であるため記載を求めているものであり、届出者は免許を確認することで記載可能であることから過大な負担になるとは考えておりません。 (衛生行政報告例について) 既にマイナンバーの活用等により、「業務従事者届」のオンライン化を実施することとなった場合には、オンライン化により取得されたデータから衛生行政報告例の報告様式にデータ移行が可能となる仕組み等を検討してまいります。	(調理師業務従事者届の義務付けについて) 御回答の内容は、調理師業務従事者届(以下、「届出」という。)の活用方法を示すものであり、全国一律で実施する必要性を示すものではないと考えます。 職下調整食に関する研修プログラムの作成に当たり、「届出の情報(就業実態等)を把握している」と回答いただいたが、衛生行政報告例の報告事項は就業場所(業種)のみである。さらに、職下調整食研修では特設業種を設けていないことから、研修のプログラム作成に届出情報が不可欠とは読み取れず、全国の状況を統一的に把握する必要性がやはり不明確である。 また、研修プログラムの周知等は、管内の調理師会や保健所との連携によっても可能であり、加えて、業務の経費は研修事業等への活用を必要とする自治体の業務を妨げるものではないことから、選択性を不適当とする理由が明確でない。 (事務負担の軽減について) 届出のオンライン化については、国家資格に係る事務のマイナンバー利用及び情報連携が可能となったが、調理師は対象とされておらず、今後の見直しも不明確である。届出のオンライン化により取得されたデータと衛生行政報告例が連携される仕組みが構築されれば、都道府県の集計業務が不要となり、大層な事務負担の軽減に繋がると見込まれるため、その事についてぜひ前向きに検討いただきたい。 提出期日については、他法との関係上現時点での見直しは困難と理解したが、継続的な検討事項としていただきたい。 本籍地都道府県名については併せて記載可能と回答いただいたが、併せても活用方法が不明な項目について記載する必要はなく、不要であれば削除するべきである。

各府県からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	令和3年の地方からの提案等に関する対応方針(令和3年12月21日閣議決定)記載内容 ※提案提出年以降の対応方針に記載があるものは当該対応方針の記載内容を ＜当該対応方針決定年＞として併記	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
		【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求め。		(調理師業務従事者雇の義務付けについて) 今後の超高齢社会の更なる進展を見据え、医療・介護施設のみならず飲食店等の調理師についても、地域における高齢者等の嚆下機能、栄養状態、嗜好等を踏まえた適下調整食を適切に調理できるよう、支援していくことが重要である。こうした観点から、当該研修のプログラム作成や各自自治体における食環境づくりの推進を効果的に進めるに当たって、調理師業務従事者雇による業種の情報をはじめとする情報の把握は全国一律で必要不可欠なものであると考える。 (事務負担の軽減について) 副指簿の、本籍地都道府県名については、前述の取組の推進等に当たり、その把握は必ずしも必要不可欠ではないと新たに整理し、削除する方向で検討する。	<令3> 5【厚生労働省】 (32)調理師法(昭33法147) 調理の業務に従事する調理師の届出(5条の2第1項)については、令和4年度の次回届出までに各府県を改正し、本籍地都道府県名の記載を削除する。また、「デジタル・ガバナンス実行計画」(令和2年12月25日閣議決定)において検討することとされている国家資格証のデジタル化の状況を踏まえて、調理師の届出に関する手続のオンライン化に向けて検討を行い、令和4年度中に結論を得る。 <令4> 5【厚生労働省】 (19)遠隔医療内士法(昭24法210)、クリーニング業法(昭25法207)、調理師法(昭33法147)、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律(昭35法145)及び製菓衛生師法(昭41法115) 全国道庁管内は、クリーニング師、調理師及び製菓衛生師の免許申請等並びに登録販売者の登録申請等に関する手続については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)に基づき、国家資格等情報連携・活用システムを活用し、オンライン化を可能とする方向で検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	前段 省令	令和4年4月8日	調理師法施行規則の一部を改正する省令(令和4年厚生労働省令第31号)を令和4年4月8日付で公布・施行し、調理師法施行規則第4条の2第2項に規定する調理師業務従事者雇の届出事項から本籍地都道府県名の記載を削除した。	
						後段 法律 省令 システム面での調整	令和4年度中に結論を得る。	・調理師の免許申請等に関する事務において、マイナンバーの利用を可能とするため、令和5年度常国会に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律案」を提出し、令和5年3月7日に成立した。 ・調理師の業務従事者雇に関する手続のオンライン化については、調理師の免許申請等に関する事務における国家資格等情報連携・活用システムの活用に係る協議と併行して検討した。当該手続等について、都道府県の承認を踏まえたオンライン化の検討を行ったため、令和5年度に調査事業を行うこととした。	・調理師の免許申請等に関する手続のオンライン化については、左記法案の審議状況を踏まえ、引き続き検討する。 ・調理師の業務従事者雇に関する手続については、令和5年度の調査事業を踏まえ、引き続き当該手続のオンライン化に向けた検討を行う。

各府県からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	令和3年の地方からの提案等に関する対応方針(令和3年12月21日閣議決定)記載内容 ※提案提出年以降の対応方針に記載があるものは当該対応方針の記載内容を <当該対応方針決定年>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
<p>【神奈川県】 新型コロナウイルス感染症対策のため、障害福祉計画改定や医療計画の中間見直しについては、必ずしも許年度中に改定(中間見直し)を行わずともよいとされたが、介護保険事業(支援)計画の改定は先送りされた。自治体の判断で延期する余地がないとは問題と考える。計画期間について、障害福祉計画と同様、介護保険事業(支援)計画も計画期間は3年間であり、2年間の実施による短いサイクルでの計画見直しとなっている。障害福祉計画に関する意見への回答(管理番号157.198)では令和4年度に議論を行うとされているが、介護保険事業(支援)計画も同様に検討すべきではないか。</p> <p>【香川県】 サービス見込み量等については介護保険財政に支障を来さないよう補填改定の時期に併せて8年ごとの見直しが必要であると考え、その他施策の項目については施策実施効果の検証を行い、PDCAサイクルを十分に発揮できるよう、中長期的に取り組むべきものであると考える。具体的な期間としてはサービス見込み量等算定の3年間の倍となる6年間の計画期間とすることが適切であると考える。</p>	<p>【全国知事会】 計画の期間の義務付けについては、地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨を踏まえ、廃止又は努力義務化するべきである。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ、法令の見直しを視野に入れた適切な対応を求める。</p>	<p>○計画策定の義務付けに関しては、法定された条項数が、過去10年間で約1.6倍に増加するなど、国会や全国知事会においても強い問題意識が示されているところであり、本提案に関しては、まずは法令上の対応を基本として見直しを検討いただきたい。</p> <p>○計画期間の短さがネックとなり、介護施設の整備を急送る事業者の発生や、介護現場でのICTの活用等の新たな取組に注力することが難しいといった問題が生じている。このような実態や、計画策定というプロセスを踏まえると、3年という期間では足りないのではないか。</p> <p>○3年毎に改定される報酬改定との整合性が取れた対応等ができないとのことであるが、計画記載事項について、報酬改定に関連する事項とそうでない事項に分け、前者については策定から3年経過後に見直すこととした上で、計画期間自体は、地方公共団体の負担軽減等のPDCAサイクルの円滑な推進の観点から、より適切な期間(6年間等)に見直すべきではないか。</p> <p>○上記を併せて、計画策定の負担軽減を図るため何らかの措置を講じていくべきではないか。</p>	<p>今回の御提案は、介護保険料や介護保険事業計画におけるサービス見込み量の算定については、現行と同様に3年一度見直すものとして、サービスの確保や介護予防・重症化防止の取組内容については6年一度の見直しとするものとして認識しているが、3年経過後にサービス見込み量を見直す際には、その確保の方策を併せて見直しをしなければ、目標とおりに基礎整備が進んでいない場合などに、サービス費用を負担する保険者が住民への説明責任も果たせないと考えられる。また、介護予防・重症化防止の取組は、介護保険財政を用いた地域支援事業として実施しているケースが多く、これらの事業費は介護保険料額に影響するため、3年一度の保険料算定と不可分である。</p> <p>3年間では取組の効果検証が入らないという点について、例えば基介護認定の改善状況等(アウトカム指標)を把握するためには一定の期間が必要となるため、一計画期間内においてその効果を完全に把握することが困難であることは承知しているが、事業の体制に係る指標(プロセス指標)や実施回数に係る指標(アウトカム指標)については年度単位の評価に示すものと考えられるため、同一期間にはそのような評価を行う。次期計画期間においても取組を継続し、そのアウトカムとしての効果が判明した段階で、取組の改善を行うことが考えられる。</p> <p>※PDCAサイクルの活用に当たっても、3年間で効果が判明しない場合であっても、次期計画期間において必ず取組の見直しをしなければならないものではない。むしろ継続して取組を行うことで介護保険事業計画の改正箇所が限定的となることから、計画期間を延長した場合との業務量の差は大きくないと考えている。</p> <p>3年間では施設整備が完了しないという指摘について、施設整備に当たり計画期間内に必要なサービスの策定から事業者募集・サービス開始までを完了させなければならないという制約なく、当該サービスに係る需要が見込まれるタイミングに向け、早期かつ計画的に基礎整備を進める必要がある。</p> <p>以上のことから、国としては引き続き介護保険事業計画の期間は3年間とすることが不可欠であると考えているが、地方自治体における計画策定業務の負担が軽減されるよう、計画策定に係るシステムの改善や各種マニュアルの作成・研修の実施等について、地方自治体のご意見を踏まえつつ、必要な改善を行ってまいります。(別紙あり)</p>	<p>【厚生労働省】 (45)介護保険法(第9法123) (46)介護保険事業計画(117条1項及び118条1項)については、効果的かつ効果的な介護施設の推進に資するよう、地方公共団体における事務の実態を踏まえつつ、「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な方針(116条1項)」の見直しを念み、地方公共団体の事務負担を軽減する方策を検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	告示等	地方公共団体の事務負担を軽減する方策を検討し、令和5年中に実施する。	<p>社会保障審議会介護保険部会で議論を行い、「介護保険制度の見直しに関する意見(令和4年12月20日)」(※)を取りまとめる。</p> <p>介護保険事業(支援)計画を作成する負担を軽減するため、国として地域包括ケア「見える化」システムの更なる機能改善や各種実態調査の統計・分析ツールの提供を順次行っている。</p> <p>※ 介護保険制度の見直しに関する意見(抜粋) 「介護保険事業(支援)計画作成の効率化」 ○ 介護保険事業(支援)計画を作成する負担を軽減するため、国として地域包括ケア「見える化」システムの更なる機能改善や各種実態調査の統計・分析ツールの提供を行うこと、計画作成支援を強化することが重要である。</p> <p>○ また、介護保険事業(支援)計画に記載する介護予防や施設整備等の目標については、必要に応じて中長期的に設定することも可能であることを「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な方針」に明記することから、介護保険事業計画の効率的な作成に関する手引きを国が作成するなど、計画作成の負担軽減を図ることが適当である。</p>	<p>介護保険部会におけるとりまとめを踏まえ、「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な方針」の見直しを含めた検討を行い、令和5年中に告示する。</p> <p>また、令和4年度老人保健健康増進等事業により作成した介護保険事業計画の効率的な作成に関する手引きについて周知する。</p>
—	<p>【全国知事会】 「等々基基準」については、各例の内容を直接に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨を踏まえ、廃止し、又は参照すべき基準へ移行すべきである。</p> <p>なお、「等々基基準」の見直しは、サービス水準の低下や国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準などを地方自治体自ら決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを遠慮させるためのものである。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。</p>	<p>○管理栄養士による居宅療養管理指導は、主治医の指示に基づき行われるものであることからすれば、薬局の管理栄養士と主治医とが適切な連携体制を構築できていれば、当該管理栄養士も居宅療養管理指導を実施することは可能ではないか。</p> <p>○薬局の管理栄養士が上記の栄養ケア・ステーションに登録すれば、居宅療養管理指導費の算定が可能とのことだが、提案団体によれば、当該ステーションに登録するには、県の栄養士会に所属することが必要となっており、毎年業、登録費用の負担が生じること等の課題がある(県内の管理栄養士のうち、県の栄養士会に所属しているのは約6割程度であり、全管理栄養士の所属を促進する策として栄養ケア・ステーションの拡充を併せて自ら決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを遠慮させるためのものである。</p>	<p>外部の管理栄養士による居宅療養管理指導の実施については、令和3年度介護報酬改定に向けて社会保障審議会介護給付分科会において議論を行ったところであるが、薬局における管理栄養士の業務内容や医師との連携状況等を令和4年度中に把握した上で、令和6年度介護報酬改定に向けて検討する。</p>	<p>【厚生労働省】 (45)介護保険法(第9法123) (46)管理栄養士が行う場合の居宅療養管理指導費(Ⅱ)(指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平12 厚生省告示19))に、指定居宅療養管理指導事業所となっている病院又は診療所と連携している薬局に所属する管理栄養士が居宅療養管理指導を行う場合を追加することについては、社会保障審議会の意見を聴いた上で検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	検討中	令和5年度中の検討を踏まえて、決定。	令和4年度に調査研究事業を実施し、薬局における管理栄養士の業務内容や医師との連携状況等について把握。	令和4年度の調査研究事業で得た基礎資料をもとに、社会保障審議会の意見を聴いた上で検討し、令和5年度中に結論を得る。